

令和2年度第1回大桑公民館運営審議会次第

日時 令和2年8月6日(木)
午後2時～
場所 大桑公民館 講堂

—委嘱状の交付—

1 開 会

2 あいさつ 公民館参与

3 公民館運営審議会委員自己紹介

4 議 題

(1) 公民館運営審議会委員長及び副委員長の選出について

(2) 令和2年度 事業進捗状況について

(3) 公民館使用料減免登録(団体)について

(4) 令和2年度 公民館文化祭について

(5) その他

5 閉 会

大桑公民館運営審議会委員（令和2・3年度）

任期2年 R2.5.1～R4.4.30

（秋葉委員、伊藤委員の任期は、R2.8.1～R4.4.30）

・委員長

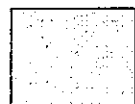
・副委員長

（敬称略）

No.	氏名	団体等の役職	選出区分	備考
1	大谷 昌利	花崎北小学校校長	学校教育関係	新任
2	向後 健一	加須平成中学校校長	学校教育関係	新任
3	新井 敏夫	大桑地区社協代表	社会教育関係	再任
4	栗原 利行	大桑地区体協会長	社会教育関係	再任
5	小西 和子	大桑地区愛育班長	社会教育関係	再任
6	秋葉 健洋	大桑小学校PTA会長	社会教育関係	新任
7	伊藤 栄	加須東中学校PTA会長	社会教育関係	新任
8	尾高 幸江	大桑地区民児協会長	家庭教育向上	再任
9	福島 竹雄	花崎四丁目町内会長	学識経験者	新任
10	井上 明子	花崎北三丁目町内会長	学識経験者	再任
11	杉田 武司	大桑地区老人クラブ代表	学識経験者	新任
12	秋葉 治男	前川口コミュニティセンター所長	学識経験者	再任
13	杉山 良子	元第三保育所所長	学識経験者	再任
14	三原 幸子	元大桑地区食改代表	学識経験者	再任

(2) 令和2年度事業進捗状況について

■ 一般講座

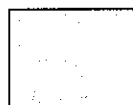


中止

No.	講座名(講師)	開催日時・回数	定員	講座内容・材料費
①	そば打ち講座 久喜そば倶楽部 田中憲一 先生	5/25・6/8・6/22 7/6 各月曜日(4回) 9:30~12:00 (4回目のみ終了は13:00)	10名 (5名)	そば打ちの基本を習いながら、美味しいそばを食べてみませんか。 1回~3回目はそば打ちのみ、4回目はそば打ちから試食まで行います。 ※材料費 4,000円(4回分)
②	らくらく健康3B体操 日本3B体操協会 公認指導士 山本悦子 先生	5/25・6/8・6/22 7/13・7/27 各月曜日(5回) 14:00~15:30	15名 (5名)	若さを維持する健康体操で、輝き続ける体づくり ※参加費 無料
③	ミニ盆栽講座 日本盆栽教室連盟理事 鈴木道善 先生	9/14(中止) 10/12・11/9 各月曜日(3回) 13:30~15:30	15名 (4名)	ミニ盆栽で季節の彩りを表現してみませんか。 ※教材費 4,500円(3回分)
④	ゆび織り講座 大塚浩美 先生	8/26・9/9・9/23 10/14 各水曜日(4回) 14:00~16:00	10名 (4名)	自分で染めた糸で、織り機を使って小物を作ります。 ※材料費(織り機を含めて) 3,500円(4回分)
⑤	スポーツウエルネス 吹き矢講座 山田瑛一 先生	9/4・9/11・9/18 9/25 各金曜日(4回) 10:00~12:00	10名 (6名)	吹き矢を通して、心と体の健康維持を図り、スポーツ吹き矢の楽しさを体験します。 ※マウスピース代 100円
⑥	陶芸教室 無宗窯 福田英美 先生	7/2・7/16・8/6・8/20 9/3・9/17・10/1 各木曜日(7回) 13:30~15:30	10名 (6名)	陶芸の基礎を学び、自分だけの形や色あい、手触り感を楽しんでみませんか。 ※材料費 4,000円(7回分)
⑦	歴史講座 柿沼幸治 先生	・6/11(木) 講義 14:00~15:30 ・6/25(木) 現地見学 8:30~17:00	20名 (5名)	・講話「加須市の偉人 田口和美博士」※参加費 無料 ・現地視察見学(東京大学ほか) ※参加費 実費

⑧	フラワーアレンジメント講座 フラワーデザイナー 川畑久子 先生	10/9・10/23・11/6 11/20 各金曜日(4回) 13:30~15:30	10名 (4名)	生花を使ってのドライフラワー作り、花やリーフを束ねて花束にするスワッグ(壁掛け)作りをしませんか。 ※材料費 8,000円(4回分)
⑨	男の料理講座 料理研究家 伊藤由紀子 先生	11/26(木)(1回) 12/4・12/11・12/18 金曜日(3回) 計4回 10:00~13:00	12名 (6名)	酒のつまみや簡単でおいしい料理を作ってみませんか ※材料費 4,500円(4回分)
⑩	大人の社会見学Ⅰ 公民館職員	6/2(火) 8:30~17:00	20名 (10名)	桐生市方面(織物の染色会社、宝徳寺ほか) ※見学場所は、変更になる場合があります。 なお参加費は、実費。
⑪	大人の社会見学Ⅱ 公民館職員	11/30(月) 8:30~17:00	20名 (9名)	群馬県川場村方面(酒蔵、道の駅川場田園プラザほか) ※見学場所は、変更になる場合があります。 なお参加費は、実費。

■桑寿学級(高齢者対象)



中止

No.	学 習 内 容	開催日時	講 師・見学先
①	開講式 高齢者の交通事故防止講座	6月4日(木) 14:00~	加須警察署交通課職員
②	人権教育講座 リコーダー演奏鑑賞	6月18日(木) 14:00~	生涯学習課 栗田 昭一 先生 リコーダーアンサンブル まざあくうす
③	健康講座Ⅰ おなか元気教室 ~健康は元気な腸から~	7月30日(木) 14:00~	管理栄養士 (かそヤクルト) 遠藤 良江 先生
④	健康講座Ⅱ 歯周病について	9月10日(木) 14:00~	むさしの歯科医院 副院長 島田 顕 先生
⑤	演劇鑑賞	9月24日(木) 14:00~	劇団KAZO
⑥	体験学習(トールペイント) 文化祭に出展いたします!	10月15日(木) 14:00~	武次 千雪 先生 (チキベリー)

⑦	社会見学 一緒にバスで出かけませんか!	11月10日(火) 8:00~	日光方面 (東照宮、輪王寺ほか)
⑧	人生を豊かに生きる仏様の知恵	12月17日(木) 14:00~	小勝 裕真 先生
⑨	新春マジック鑑賞 閉講式	1月21日(木) 14:00~	大利根マジッククラブ

■桑寿学級 受講一覧

No.	団体名等	受講者数	備考
①	南篠崎和光会	5名	
②	北花咲会	6名	
③	花崎ライオンズ若葉会	8名	
④	個人参加	17名	
	計	36名	

■家庭教育学級

No.	学習内容	実施日	対象者	協力
①	子どもの成長、親と子の関係等をともに考え学びあうことをテーマとする	10~11月予定	小学生の 保護者	大桑小学校
②	〃	〃		花崎北小学校

■子ども夏休み講座

中止

No.	学習内容	実施日	対象者	協力
①	わくわく工場見学 (小4~6年生)	8月18日(火) 8:30~	25名	アサヒ飲料(株)群馬工場 (カルピス・館林市)

(3) 令和2年度 公民館使用料減免利用登録団体一覧(大桑公民館)

<登録期間 R2. 6. 1~R3. 5. 31>

許可番号	団体名	利用内容	許可番号	団体名	利用内容	許可番号	団体名	利用内容
1	あさがおの会	大人のぬり絵制作	21	加須市女性防火クラブ	話し合い等	41	パソコンサークルつくしんぼ	パソコン練習
2	アルハンブラ・ギタークラブ	ギターの練習	22	加須市母子愛育連合会加須支部大桑地区愛育班	総会・役員会	42	花崎北ソフトボールクラブ	役員会、総会
3	あれこれ会	打合せ等	23	加須花北組	よさこい踊りの練習	43	花咲ダンス	社交ダンスの練習
4	大桑ジャイアンツ	少年野球活動	24	加須ハーモニカサークル	ハーモニカ練習 会議他	44	母の会	料理等
5	大桑小学校PTA	役員会等	25	加須南大桑団地自治会	自治会の総会	45	ひまわり会	役員会等
6	大桑少女バレーボールスポーツ少年団	総会、役員会等	26	キラキラベリー	幼稚園児の英語学習	46	フォトくわのみ	画像編集ソフトの勉強会、撮影会等
7	大桑体協ソフトボール連盟	役員会等	27	桑の実句会	俳句大会	47	フラ・マカナ	フラダンスの練習
8	大桑ダンス	社交ダンスの練習	28	桑の実体操クラブ	健康体操 (転倒無止体操)	48	ママピラティス	ピラティス
9	大桑ダンス同志会	社交ダンスの練習	29	コスモスヨガサークル	ヨガの練習	49	水深会	太極拳の練習
10	大桑地区自治会	役員会等	30	市民サークル	ダンスの練習	50	むつき	大正琴の練習
11	大桑地区スポーツ協会	総会、役員会等	31	スポーツダーツチーム アド・ピアード	スポーツダーツの練習	51	蘭の会	ムーラン拳の練習
12	大桑地区民生委員・児童委員協議会	定例会・配食 ふれあい広場他	32	墨絵教室	墨絵の練習	52	リコーダーアンサンブル まざあぐらす	リコーダーアンサンブルの練習
13	大桑パッチワーク会	パッチワーク	33	すみれの会	絵手紙の作成	53	和紙ちぎり絵愛好会	ちぎり絵制作
14	大桑ミニバスケットボールスポーツ少年団	スポーツ少年団の 総会、役員会	34	宇宙劇団	安来節、お面踊り、 南京玉すだれ 腹話術の練習	54	うぐいすの会	ヴォイストレーニング(歌唱含む)
15	大桑幼稚園PTA	役員会	35	チームESL (スポーツダーツサークル)	スポーツダーツ			
16	大桑料理研究会	そば打ちの練習等	36	チキベリー	トールペイントの 制作			
17	おりづる	折り紙制作	37	ちゅうりっぷ	ステンドグラスの 制作			
18	加須大桑合唱団	合唱練習	38	にこにこリトミック	親子リトミック			
19	加須サークル	ダンスの練習等	39	虹の会	健康体操(練功十八 法)の習得			
20	加須市社会福祉協議会大桑支部	役員会等	40	パステルアート 和み	パステルアート	合計	54団体	

(4) 大桑公民館文化祭日程について

■ 主催 大桑公民館実行委員会

■ 会場 大桑公民館

■ 主な日程等

10月の日程	21日(水)	22日(木)	23日(金)	24日(土)	25日(日)	26日(月)
・準備	←		→			
・文化祭開催				←	→	
・後片付け						←
・周知等	「文化祭だより」発行、市報への記事掲載					

※令和2年7月17日(金)開催の公民館参与会議及び7月20日(月)開催の加須市新型コロナウイルス感染症対策本部会議により、各公民館の文化祭については、中止が決定されました。

①新型コロナウイルス感染症が終息していない現状にあっては、引き続き感染拡大の防止に努める必要があるため。

②密集・密閉・密接の3密の徹底した回避が図られないため。

(「新しい生活様式」の実践例に応じた感染防止対策)

公民館運営審議会委員の委嘱に係る関係法令等について（抜粋）

【社会教育法】

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

（昭三四法一五八・平一一法八七・一部改正）

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（昭三一法一六三・平一一法八七・平一三法一〇六・平二三法一〇五・一部改正）

第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

（平一一法八七・一部改正）

【公民館の設置及び運営に関する基準：文部科学省告示第百十二号】

（趣旨）

第一条 この基準は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十三条の二第一項の規定に基づく公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 公民館及びその設置者は、この基準に基づき、公民館の水準の維持及び向上に努めるものとする。

（地域の実情を踏まえた運営）

第七条 公民館の設置者は、社会教育法第二十九条第一項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

【社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令：文部科学省令第四十二号】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）の一部の施行に伴い、及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第三十条第二項の規定に基づき、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令を次のように定める。

（公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準）

第二条 法第三十条第二項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

最終改正：平成二五年九月一〇日 文部科学省令第二五号

(運営審議会)

- 第15条 法第29条第1項の規定に基づき、各公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - 3 委員の定数は15人以内とし、その任期は2年とする。
 - 4 委員に欠員を生じたときは補欠委員を委嘱し、その任期は前任者の残任期間とする。

【加須市立公民館運営審議会規則】

(趣旨)

- 第1条 この規則は、加須市立公民館条例（平成22年加須市条例第90号）第15条に規定する加須市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第2条 審議会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 議題に対し表決の必要ある場合には、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決するところによる。
 - 4 公民館の職員は、会議の必要により出席し、発言することができる。

◇社会教育法第30条第1項による例◇

■学校教育関係者

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、各種学校などの現職または元教師、教頭、校長など

■社会教育関係者

- ・青少年関係…ボーイスカウト、ガールスカウト、青少年相談員、青年会議所、子ども会、青少年育成加須市民会議
- ・学校PTA、学校開放関係者
- ・社会教育施設関係…図書館、美術館、青年の家などの施設関係者
- ・体育、レクリエーション関係者
- ・ボランティア…愛育班、食生活改善、国際交流

■家庭教育の向上に資する活動を行う者

- ・現在子育て中の子育てサークルのリーダー
- ・子育て経験を生かしたサポーター（ファミリーサポート）
- ・親からの相談に対応する民生児童委員、主任児童委員など

■学識経験のある者

- ・議員、自治会、老人会、女性団体、医師など、公民館において行う活動に対し、自らの知識と経験により幅広い見地から意見をいただける方

公民館をご利用される皆様へお願い

大桑公民館の各施設をご利用するに当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、以下の事項を遵守していただきますようお願いいたします。

遵 守 事 項

- 1 参加者全員の名簿を作成し、提出する。
- 2 利用する前に、参加者の健康チェックを必ず行う。
- 3 全員がマスクを着用し、咳エチケットを励行する。
- 4 定期的に換気をする。(最低 60 分ごと)
- 5 人と人との距離を、原則 2m 空ける。
- 6 近距離での会話や発声をしない。
- 7 こまめな手洗い、手指の消毒をする。
- 8 飲食を主とする行事は控える。

なお、上記の遵守事項が守られていない場合は、加須市立公民館条例に基づき、利用をお断りさせていただくことがございます。

ご利用者の皆様には、大変ご不便をおかけいたしますが、適切な感染予防対策の実施にご協力をお願いいたします。

加須市教育委員会 生涯学習課長
加須市立大桑公民館 参与

ご自宅での検温

しましたか？

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、皆さん相互、ご自身を守るため、発熱のないことをご確認の上ご利用ください。

加須市

加須市立大桑公民館利用者名簿

※ご自宅で検温しましたか。下記名簿にご自宅で検温した時の体温をご記入ください。
 新型コロナウイルス感染予防と皆さんの安全のため、発熱等の症状がないことを確認の上ご利用ください。

使用日時： 令和 年 月 日 ()

責任者名： _____

使用場所： _____

NO.	氏 名	住 所	電 話 番 号	自宅等での検温 および体温
1				<input type="checkbox"/> . °C
2				<input type="checkbox"/> . °C
3				<input type="checkbox"/> . °C
4				<input type="checkbox"/> . °C
5				<input type="checkbox"/> . °C
6				<input type="checkbox"/> . °C
7				<input type="checkbox"/> . °C
8				<input type="checkbox"/> . °C
9				<input type="checkbox"/> . °C
10				<input type="checkbox"/> . °C
11				<input type="checkbox"/> . °C
12				<input type="checkbox"/> . °C
13				<input type="checkbox"/> . °C
14				<input type="checkbox"/> . °C
15				<input type="checkbox"/> . °C
16				<input type="checkbox"/> . °C
17				<input type="checkbox"/> . °C
18				<input type="checkbox"/> . °C
19				<input type="checkbox"/> . °C
20				<input type="checkbox"/> . °C

※出席者は、□に☑および自宅等での検温を記入してください。

万一、公民館利用者の方から新型コロナウイルス感染者が発生したとき、命と健康を守るため、上記情報を加須保健所に提供することに同意します。
 新型コロナウイルス感染防止の目的以外に使用することはございません。

施設の使用に係る新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

利用団体名 _____

代表者名 _____

No.	チェック項目 ※すべてのチェック欄に✓が必要です。	チェック欄
◎基本的な感染症対策の実施		
1	利用者のなかに、発熱などの風邪の症状がみられるものがないか。 ・体調がすぐれない者がいないか、お互いに確認する。	
2	利用者は、全員マスクを着用した。	
3	こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行った。	
4	館内に持込む器具などは、各自で消毒を行った。	
◎集団感染のリスクへの対応		
5	窓を開けて使用するか、換気を十分に行った。 ・目安として、1時間に10分間の換気を行う。	
6	利用者同士の距離を原則2メートル以上空けて活動した。	
7	直接、手と手の接触を伴ったり身体的接触のある活動は、行わなかった。	
8	近距離での会話や対面による発声は、控えた。	
9	大声を出したり、息を激しく出す活動は、大きく距離をとって少人数で行った。	
10	飲料水以外の飲食は、控えた。 ・水分補給を行う際は、飲み物の共用は避け、周囲の人となるべく距離をとること。	
◎その他		
11	活動終了後は、使用した備品(机、椅子など)をアルコール等による消毒清掃を行った。	
12	当日の利用者名簿を提出した。	

※活動にNo.7からNo.10が含まれていない場合は、チェック欄に斜線を引いてください。

【利用者の皆様へ】

・利用後は、各項目に記入の上うえ、利用点検表と一緒に提出してください。